

8月の税務カレンダー

- ☆個人事業税第1期分の納付
- ☆個人事業者の平成27年分消費税・地方消費税の中間申告
- ☆個人の県民税及び市民税の第2期分
- ☆平成27年6月決算法人の確定申告
- ☆12月決算法人の中間申告(法人・消費)



【税務耳より情報】

消費税の中間納付・中間申告が必要な方が増加！

昨年4月より消費税率が、5%から8%にアップしたことにより、消費税の中間申告が必要な事業者の方が、増加しています。前年度の確定消費税に応じて中間申告が必要になります。

- ・年間 48万超～400万以下(地方消費税合わせると60万超～500万以下)・・・年1回
- ・年間 400万超～4800万以下(地方消費税合わせると500万超～5000万以下)・・・年3回
- ・年間 4800万超(地方消費税合わせると5000万超)・・・年11回

今年の8月は、個人事業主の方も、消費税の増税により、前年の消費税の納税額が年間60万を超えている方が多く、対象になることがあります。担当者より該当するお客様にご連絡いたしますので、納税のご準備を御願います。

《ちょっとランチタイム》

ご紹介するお店は、欧風レストラン ヴェールさん(深谷市黒田803-1 電話048-584-4762)。彩甲斐街道沿いにあります。

この日は、おすすめコース1,900円をチョイス。

冷製コーンポタージュ、サラダ、エビトマトパスタ、舌平目のポーピエット、パン、コーヒーの内容ですが、さすがに量があります。焼き立てでとっても美味しいパンでしたが、お腹がいっぱいで食べきれず、持ち帰りたいとお願いすると笑顔で包んでくださいました。コース以外の通常ランチは、1000円以下です。このお値段でこのクォリティの高さは、凄い。地元で美味しいフレンチはいかがでしょうか。



【社保耳より情報】

ストレスチェック制度が創設されます

平成26年6月25日に公布された労働安全衛生法の一部を改正する法律により、ストレスチェックと面接指導の実施等を事業者へ義務付ける制度が創設され、平成27年12月1日より施行されます。

常時使用する労働者に対して、年に1回、ストレスチェックの実施が事業者の義務になります。事業者の実施は義務ですが、労働者が受けるかどうかは義務ではない為、受けないこともあります。

また、この制度は従業員数が50人未満の事業場は、当分の間努力義務となります。

詳細については、厚生労働省のホームページに、現在5分でできる職場のストレスセルフチェック(57の質問に答える形式)も、ホームページ上にありますので、参考してみてください。

【研修のお知らせ】

「マイナンバー制度とは何か？企業がやるべきことは 入門編」

日時：2015年8月20日 木曜日 15:00～17:00

場所：深谷市男女共同参画推進センター

講師 熊谷事務所所長 柿沼 和歌枝

☆来年1月よりマイナンバー制度が運用開始されます。制度の概要、事業者の準備等をわかりやすくご説明します。是非、ご参加ください。参加希望の方は、事務所担当者までご連絡ください。ご参加、お待ちしております。

【事務所トピックス】税理士試験8月18日～20日

今年の税理士試験は、お盆過ぎの8月18日から3日間行われます。今年は、熊谷事務所から3名の職員が受験します。

今年の申込者数は、47,145人で前年の49,876人から△5.5%2,731人減少しています。ここ数年の減少傾向が続いており、2005年のピーク時に比べ9000人受験者数が減少しています。会計事務所の人材不足も税理士を目指す若者が減少していることに原因があるかもしれません。

なにはともあれ、もうすぐ税理士試験日！暑さに負けるな！がんばれ受験生！！